

遺言のすすめ

遺産承継に関するリスクと生前対策



予防法務のエキスパート

神宮外苑司法書士事務所

<https://jingugaien-office.jp>

150-0001

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号ソフトタウン青山422

電話 03-6432-9650

メール info@jingugaien-office.jp



遺産承継を考える



予防法務のエキスパート
神宮外苑司法書士事務所
<https://jingugaien-office.jp>

ある人に相続が発生すると、
その人の所有していた財産(=遺産)は、
相続人に承継されます。

主な遺産の種類

- 現金・預貯金
- 不動産（自宅、賃貸物件、別荘、農地山林など）
- 有価証券
- 自社株式
- 家財道具から貴金属・美術品などの動産

遺産は自動的に相続人に承継されるわけではありません。



遺産の承継手続き = 『相続手続き』が必要です。

相続手続きの相手先

- 預貯金 ⇒ 銀行などの金融機関
- 不動産 ⇒ 法務局
- 有価証券 ⇒ 証券会社などの金融機関
- 自社株式 ⇒ 会社の株主総会など
- 動産 ⇒ 相続人同士のやりとり

法令等のルールに従った相続手続きをしなければ、
遺産は相続人の手に渡らず、

相続財産が**凍結**してしまいます。

※ 相続の際には、遺産の承継・移転手続きのみならず、相続税の検討・申告も必要です。相続税については税理士にご相談ください。

遺産承継のルール



予防法務のエキスパート
神宮外苑司法書士事務所
<https://jingugaien-office.jp>

複数の相続人がいる場合、
遺産が、相続人のうちの『誰に』『どれだけ』承継されるかは、
以下の順序で決定されます。

- ① 被相続人が**遺言**を残していれば、遺言に書かれたとおりに
- ② 遺言がなければ、相続人間の話し合い(**遺産分割協議**)により
- ③ 遺産分割協議が『できない』『まとまらない』などの事情があれば、**家庭裁判所**の関与する手続き(後見人選任や調停など)により

遺産承継のリスク



予防法務のエキスパート
神宮外苑司法書士事務所
<https://jingugaien-office.jp>

金融機関や法務局など、相続手続きの相手先は、
法定相続分通りの承継(※)でない限り、

- ① 遺言
- ② 遺産分割協議書
- ③ 家庭裁判所が関与した各種手続きの証明書

いずれかを提出しなければ、
相続人への遺産の移転に応じてくれません。

(※) 法定相続分通りの承継には、次ページのリスクがあります。



遺産分割協議が『できない』『まとまらない』ことが予想されるときは、

将来の相続手続き時における、家庭裁判所の関与を避けるため、

『事前の対策』=『遺言の作成』が必要です。

法定相続分による承継のリスク



予防法務のエキスパート
神宮外苑司法書士事務所
<https://jingugaien-office.jp>

遺言が無い場合や、遺産分割協議ができない場合などに利用される『法定相続分』には、以下のリスクがあります。

遺産の種類	リスク
金 銭	法定相続分通りの割合で正確に分割されます。 認知症などにより自身での財産管理ができない人に承継された金銭は、利用することのできない 凍結資産 となります。
不動産・有価証券	法定相続分による 共有 となるため、 以後の管理や処分に共有者間の意見の一致が必要となります。 認知症などの人がいれば全体が 凍結資産 となります。
自 社 株 式	法定相続分による 共有 となるため、 議決権行使に共有者間の意見の一致等が必要となります。 認知症などの人がいれば全体が 凍結資産 となります。

遺産分割協議が『できない』場合



予防法務のエキスパート
神宮外苑司法書士事務所
<https://jingugaien-office.jp>

相続人の中に次のような人がいる場合は、
遺産分割協議が できません。

① 認知症など民法上の意思能力が無い人

家庭裁判所による成年後見人の選任が必要です。

② 未成年者

両親が当該相続の相続人でなければ、親権者として代理が可能です。
両親も相続人であるときは、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要です。

③ 行方不明者

家庭裁判所による不在者財産管理人の選任が必要です。

遺産分割協議が『まとまらない』場合



予防法務のエキスパート
神宮外苑司法書士事務所
<https://jingugaien-office.jp>

次のような事情で、

遺産分割協議が まとまらない 事例が見受けられます。

- ① 相続人間で、遺産の分割方法に**意見の食い違い**がある場合。
- ② 配偶者と兄弟姉妹など、**相続人同士の関係が遠い**場合。
- ③ 相続人同士が**疎遠**な場合。
- ④ 仲の良い家族であっても、
財産分割の話をきっかけに**亀裂を生じる**事例がございます。

相続が『**争続**』になることも珍しくありません。

生前対策としての遺言



予防法務のエキスパート
神宮外苑司法書士事務所
<https://jingugaien-office.jp>

- 相続人に認知症の方などがいる場合
- 相続人間の合意形成に不安がある場合
- 予期せぬ家族の不和を未然に回避したい場合 など

遺言書を残すことで、**リスク回避**が可能です。

一度作った遺言書は、いつでも**修正**や**撤回**が可能です。



『相続』を『争続』にしない

万が一が起きる前に、遺言書作成をご検討ください。

遺言内容のご相談・ご提案から、
各種資料の収集、公証役場との折衝、公正証書遺言の証人、
自筆証書遺言書保管制度サポートなど、
ご検討開始から完成までトータルサポートいたします。

さらに詳しい説明はこちらもご覧ください。



神宮外苑司法書士事務所のHP
遺言書作成のご案内



神宮外苑司法書士事務所のブログ

神宮 司法書士

検索

詳しくはご相談ください

MEMO



予防法務のエキスパート

神宮外苑司法書士事務所

<https://jingugaien-office.jp>

150-0001

東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号ソフトタウン青山422

電話 03-6432-9650

メール info@jingugaien-office.jp

